

千葉県学校給食用物資納入業者登録制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、千葉市が発注する学校給食用物資（以下「給食用物資」という。）納入に関して、学校給食の安全安心な提供を行うため、学校給食用物資の品質、安定的な供給を確保する必要があることから、千葉市契約規則（昭和40年千葉市規則第3号）その他に定めのある場合を除き、給食用物資の納入業者の登録、発注方法等に関し、必要となる事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「給食用物資」とは、千葉県学校給食センター用学校給食物資納品規格書及び千葉県単独調理場用学校給食物資納品規格書に定める内容を満たした物資をいう。

(登録の基準)

第3条 この要綱に基づいて給食用物資の納入業者の登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）及び登録を受けている者（以下「登録者」という。）は、次の各号の基準を遵守するものとする。

- (1) 学校給食の意義、役割を理解するとともに、食品に関する法律及びその他の関連法令等を遵守していること。
- (2) 衛生管理上必要な製造場所、保管場所、輸送車両等の設備を適切に維持管理し、食の安全と、厚生労働省が定める基準に基づく衛生管理が徹底されるとともに、従業員の保健衛生の管理監督が行われていること。
- (3) 本市が求める学校給食の実施に必要な所要量を確実に供給でき、仕入れ又は製造加工能力等を有し、指定した期日及び時間に指定の場所に納入できる輸送能力を有すること。また、不測の事態においても、誠実かつ迅速に対応できること。
- (4) 製造・加工・配送に携わる従業員全員の検体検査を1ヶ月に1回以上実施しており、衛生検査等に係る報告を求めた場合は、遅滞なく提出できること。
- (5) 随時の立ち入り検査等については、すみやかに応じることができること。

(登録の申請)

第4条 登録の申請資格は、千葉県入札参加資格を有する者、千葉市内に本社若しくは本店等を有する法人又は千葉市内に住民登録及び主たる事業所を有する個人事業者（他の者に雇用されている者を除く。）で、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 千葉県契約規則第2条に定める事項に該当する者
- (2) 納期限の到来した法人税（個人事業者にあつては所得税）又は消費税若しくは地方消費税を完納していない者
- (3) 納期限の到来した千葉市税（延滞金を含む。）を完納していない者
- (4) 業務の履行にあたって、法令の定めにより必要となる許可、免許又は登録を受けていない者

(5) 千葉県暴力団排除条例（平成24年千葉県条例第36号）第9条に規定する暴力団員等又は暴力団密接関係者

(6) 千葉市内において、都市計画法に違反している者

2 申請者は、千葉県学校給食用物資納入業者登録申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付し、市長が別に定める申請時期、方法等により申請するものとする。

(1) 登記事項証明書又は身分証明書

(2) 印鑑証明書又は印鑑登録証明書

(3) 法人税、所得税、消費税及び地方消費税の納税証明書

(4) 市税納税確認承諾書（様式第2号）

(5) 誓約書（様式第3号）

(6) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条第1項に基づく許可を要する事業所については、食品営業許可証の写し及び当該所管保健所の食品衛生監視票又はこれに準ずるもの

(7) その他市長が必要と認める書類

3 申請者のうち千葉県物品等入札参加資格者名簿に登録している者は、前項第1号から5号までの書類を省略することができる。

（取扱物資）

第5条 登録の対象として取り扱う給食用物資は、別表第1に掲げる物資とする。

（配送地区）

第6条 給食用物資を配送する地区は、別表第2に掲げる地区とする。

（登録の有効期間）

第7条 登録の有効期間は、市長が別に定める。

（登録者の扱い）

第8条 市長は、第4条第2項の規定により登録の申請があった場合は、申請書類の内容を審査し、妥当と認めるときは、千葉県学校給食用物資納入業者登録名簿（以下「名簿」という。）に登録する。また、名簿は千葉県ホームページにより公表する。

2 審査の結果については、前項の定めによる公表をもって通知に代えるものとする。

3 市長は、給食用物資の納入に係る契約の業者選定に際しては、名簿の登録者に、見積に参加する機会を与えるよう努めるものとする。

（登録の変更）

第9条 登録者は、登録事項に変更が生じたとき又は営業を廃止若しくは休止した場合など名簿登録を廃止しようとするときは、千葉県学校給食用物資納入業者登録事項変更・追加・廃止届（様式第4号）に必要書類を添付し、速やかに市長に提出するものとする。

（調達等）

第10条 給食用物資の調達等については、別に定めるものとする。

(登録の取消し等)

第11条 市長は、登録者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を取消することができる。

- (1) 第3条に規定する登録の基準を遵守することが出来ない場合
- (2) 第4条第1項に規定する登録申請資格を満たしていない場合
- (3) 著しく品質の劣る食材を納入した場合
- (4) 登録に係る営業を廃止した場合
- (5) 名簿から抹消を申し出た場合
- (6) 金銭的信用を著しく欠くと認められる場合
- (7) 登録申請にあたり、虚偽の申請をしたことが発覚した場合
- (8) その他学校給食の運営にあたって、著しく適正を欠くと認められる場合

2 市長は、登録者が、千葉県物品等入札参加資格者指名停止措置要領の規定に該当した場合は、準じた措置を行うものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年8月9日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年8月9日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の規定及び様式は、令和6・7年度名簿から適用し、令和4・5年度名簿については、なお従前の例による。

別表第1

穀類	獣鳥肉類（精肉類）
添加物類	獣鳥肉類（畜肉加工品類）
冷凍食品類	野菜類（生野菜類）
海藻・乾物類	野菜類（カット野菜類）
調味料類	果実類
レトルト・水煮食品類	油脂類
缶詰類	豆腐類
卵類	こんにゃく類
乳類	調理加工品類
デザート類	生鮮魚類

別表第2

中央区
花見川区
稲毛区
若葉区
緑区
美浜区
市内全域
新港学校給食センター こてはし学校給食センター 大宮学校給食センター